

**第2期越谷市
子ども・子育て
支援事業計画
中間年の見直し
(令和4年度～令和6年度)
(案)**

令和5年3月
越谷市

子ども・子育て支援事業計画等に関する 中間年の見直しについて

1 計画変更に至る経緯・理由

第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画では、将来人口の推計及び子育て支援のニーズを踏まえ、子育て支援サービスの「量の見込み」を定め、その量にどのように対応していくかを「確保方策」として掲載しています。

越谷市では、子育てと就労の両立を支援し、一層拡充していくため、令和2年度及び令和3年度において、計画上の見込みよりも多くの整備を行いました。また、保育利用率についても、今後、更なる上昇が予想されているため、提供体制も一層の拡充を行いました。さらに、新型コロナウイルス感染症が、多くの事業へ影響を発生させています。このため、令和3年度までの実績を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」を見直すものです。

2 見直しの概要

(1) 事業実施担当課名の変更

令和3年度の組織改正による課名変更に伴い、計画に記載されている担当課名を変更します。

(2) 量の見込み

令和3年度までの実績に基づいて、教育・保育、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の令和4年度から令和6年度までの量の見込みを変更します。

(3) 確保方策

量の見込みを変更することにより確保方策も変更が必要となる教育・保育については、令和4年度から令和6年度の確保方策を変更します。

新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、確保方策が充足している乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業については、確保方策は変更いたしません。

また、病児・病後児保育事業及び延長保育事業については、量の見込みを変更しませんが、病児保育室の増設及び提供体制の増強を行っているため、確保方策のみ変更いたしません。

・事業実施担当課名の変更（変更箇所のみ）

第4章 次世代育成と母子保健に関する事業の展開

基本目標 1 親と子の健康づくりに取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

（1）乳幼児健診等の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆妊婦健康診査	医療機関等に委託して妊婦健康診査を行います。	健康づくり推進課
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施します。	健康づくり推進課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に、身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師・栄養士による相談を行います。	健康づくり推進課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課
1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・臨床心理士・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	健康づくり推進課
予防接種	BCG、4種混合等各種予防接種を医療機関などで実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	健康づくり推進課

（2）妊娠期からの育児支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆妊産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	健康づくり推進課
☆養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図ります。	健康づくり推進課
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	健康づくり推進課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	健康づくり推進課

(3) 不妊治療に関する情報提供

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
不妊治療の情報提供	不妊に関する相談のできる施設などの情報提供を行います。	感染症保健対策課
不妊治療費助成事業	指定医療機関において「特定不妊治療(体外受精・顕微授精)」及び特定不妊治療を行うために必要とされる「男性不妊治療」を行った場合、その治療費の一部を助成します。	感染症保健対策課

(4) 乳幼児期の食育・健康づくりの推進

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
離乳食教室	5～6 か月頃・7～8 か月頃・9～11 か月頃・12～18 か月頃の乳幼児の親を対象に、離乳食の作り方講習や試食を行い、乳幼児の育児を支援します。	健康づくり推進課
栄養相談	乳幼児期からの食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進します。	健康づくり推進課
幼児保健教室「ヘルシーキッズスクール」	幼児を対象とした運動・食生活・虫歯予防のための健康教室を開催します。	健康づくり推進課

3 子どもの心と身体の健康づくり

(2) 食育の推進

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
食育の推進 保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。 また、保育所の保護者を対象に、栄養士による講話及び試食を各保育所において年齢別を実施し、食の大切さについて啓発します。	保育施設課 指導課 給食課
食育推進事業	講演会などを通じて食育を推進します。	健康づくり推進課
「朝食」についての食育事業	就学時健康診断において家庭へ「朝食」に関する講座等を実施します。 また、保健センターにおける母子健康教育や相談事業および幼児健診において、朝食の大切さを周知します。	給食課 健康づくり推進課

(3) 食事づくり等の体験活動

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、クッキーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ機会を提供します。	保育施設課
おやこ料理教室	小学生の親子を対象に、料理教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高めます。	健康づくり推進課



基本目標 2 地域の中で子育てを支える

1 子育て支援サービスの充実

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備・拡充

・【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆地域型保育事業の整備	地域のニーズに合わせ、地域型保育事業の定員枠の拡充を計画的に行います。	子ども施策推進課
☆保育所（園）及び認定こども園の改修	保育所（園）や認定こども園の改修等による定員枠の拡充を計画的に行います。	子ども施策推進課
☆こしがや「プラス保育」幼稚園事業	長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応します。	保育入所課

(2) 多様で良質な保育サービスの充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆延長保育事業（時間外保育事業）	標準、短時間認定共通で保育所（園）等で朝7時から7時30分、夕6時30分から7時まで実施します。短時間認定では夕5時30分から有料で実施します。	保育入所課
☆一時預かり事業	保護者が急用等により、保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
送迎保育事業	利便性の高い駅前に保育ステーションを開設し、送迎バスを利用し、保育園への送迎を実施します。	子ども施策推進課
休日保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて保育所等が開所していない日曜日・祝日等に保育を行います。	子ども施策推進課
夜間保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて夜7時から夜10時まで保育を行います。	子ども施策推進課
☆幼稚園の預かり保育事業（一部）	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、一時的な預かり保育を行います。	保育入所課
☆病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を実施します。	子ども施策推進課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進します。	保育施設課
福祉保健オンブズマン制度	子どもの権利を擁護するため、福祉保健オンブズマンが児童福祉サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し迅速に解決を図ります。	福祉総務課

(3) 各種子育て支援サービスの充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行います。	子ども施策推進課
子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスに関する情報提供や相談を行います。	子ども施策推進課 子ども福祉課
☆子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	子ども福祉課
保育所(園)における各種子育て支援事業	0歳から就学前までの子どもを持つ地域の親子を対象に、親子で遊んだり、保育所(園)行事に参加したり、保育体験をしながら子育てへのヒント、意欲、楽しさを感じ、安心して子育てに向き合えるような様々なメニューで支援します。また、親子ともに安心できる友だち関係をつくることや育児講座、育児相談を行います。	保育施設課
幼稚園に関する各種情報提供	子育てガイドブックや子育てネット等の資料を基に、幼稚園への入園を検討している子どもの保護者に対して、幼稚園に関する情報を提供します。	保育入所課
☆子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定子どもが従来型幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付を行います。	保育入所課

2 子育て家庭と地域のつながり

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て情報の提供	市広報を始め、テレビ番組(いきいき越谷)、市ホームページや子育てアプリなどの活用を図り、子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
子育て情報サイト「こしがや子育てネット」の運営	行政や関係機関の子育て支援サービス、子育て施設等、子育てに関する情報をわかりやすくタイムリーに発信します。	子ども施策推進課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営	市民ボランティア、サークル等の民間団体が、おでかけや仲間作り等身近な子育て情報を発信します。	子ども施策推進課
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	子ども福祉課

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取り組みにより、地域の子育て支援を進めます。	子ども施策推進課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援を早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉総務課

(2) 子育て支援の輪と人材の確保

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子ども施策推進課
☆子育てサロン事業	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。 子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子ども施策推進課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子ども家庭部各課
保育所（園）の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所（園）の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努めます。また、地域に開かれた保育所づくりを推進します。	保育施設課

(3) 子育てに関する意識啓発の推進

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなど子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行います。	子ども施策推進課
広報誌等の活用	市広報紙や市ホームページで子育て事業や支援施設についてPRを実施します。	子ども施策推進課

3 困難を抱える子どもや家庭への支援

(1) 障がい児の発達支援の拡充

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童発達支援事業 (児童発達支援センター 及びその他事業所)	障がいのある未就学児が、日常生活における基本動作や知識等を習得し、集団生活に適應できるよう支援します。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの早期療育発達支援事業	心身の発達に遅れや障がいのある幼児と保護者への指導・訓練を通して、発達を促進し、また障がい等の軽減を図ります。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの外来(発達)相談	心身の発達に心配のある幼児と保護者を対象に、保健師等の専門職による相談・訓練を行います。	子ども福祉課
越谷市児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業	心身の発達に支援を必要とする幼児を対象に、専門職等が保育所等に訪問して集団生活に適應できるよう支援します。	子ども福祉課
保育所(園)等の特別支援保育	公立保育所のバリアフリー化を進めつつ障がい児の保育施設等への積極的な受け入れを推進します。	保育入所課
特別発達相談 (再掲1-1-(1))	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課
1歳6か月児・3歳児 継続相談 (再掲1-1-(1))	小児科医師・言語聴覚士・保育士・臨床心理士・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	健康づくり推進課

(2) 経済的支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童手当	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に、中学校修了までの子どもに手当を支給します。	子ども福祉課
こども医療費の助成	中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 なお、令和4年10月から現物給付対象の医療機関を県内全域に拡大します。	子ども福祉課
☆多様な事業の参入 促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援します。	保育入所課
保育料の多子軽減	保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図り、少子化の改善を図ります。	保育入所課
☆実費徴収に係る補足 給付事業	従来型幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材料費(副食費)に対する助成を行います。	保育施設課

(3) 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
補装具等の支給	身体に障がいのある児童に対して補装具等を給付し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	子ども福祉課
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	子ども福祉課
育成医療	心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期施設入所などを支援し、介護者等への負担軽減を図ります。	子ども福祉課
障がい児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障害児支援に係る給付を行います。対象となる障がいのある未就学児には、利用者負担を無償化します。	子ども福祉課
障がい児（者）生活サポート事業	在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、事業者が行う一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービス（一定時間）を行います。	子ども福祉課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障がいのある児童（20歳未満）を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給（県への進達事務）します。	子ども福祉課
心臓病手術費等助成	心臓疾患のある18歳未満の児童に精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成します。	子ども福祉課
在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	医療型短期入所、日中一時支援に関する事業所による受け入れを促進し、家族の精神的及び身体的負担を軽減します。	子ども福祉課
障害者等日中一時支援事業	障がい児（者）に対して、日中における一時預かり、見守り等を行い介護者の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
医療的ケア児の支援の協議	医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、協議の場を設置します。	子ども福祉課
小児慢性特定疾病医療給付、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成します。また、日常生活用具を給付し、対象児の日常生活の向上を図ります。	感染症保健対策課

(4) ひとり親家庭の自立支援策の拡充

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童扶養手当	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している母または父、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども（18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している家庭、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。 なお、令和5年1月から県内医療機関等を対象に現物給付方式を導入するとともに、自己負担金を廃止し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の生活・就労に対する相談や、母子家庭等自立支援給付金制度の案内、母子・父子寡婦福祉資金の貸付相談など、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行います。	子ども福祉課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費（月額）及び修了支援給付金を支給します。	子ども福祉課
母子・父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課

4 子どもの権利擁護・虐待防止

(1) 子どもの権利の擁護

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子どもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会をとらえ、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を進めます。	子ども福祉課

(2) 子どもの虐待防止対策の拡充

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待等の要保護児童の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を行います。このため各機関の代表者会議・実務者及び個別のケースに応じた会議等を開催します。	子ども福祉課
児童福祉に係る相談、指導	社会福祉主事が、子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へもあっ旋や紹介を行います。 また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	子ども福祉課
居住実態が把握できない児童に関する調査	住民票はあるものの保健福祉サービスを受けていない子どもや音信不通の子どもなど、居所不明児童の実態を把握します。	子ども福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。 また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の後方支援を行うとともに、児童相談所、学校、保健所等の機関との連携により、子どもの虐待防止に努めます。	福祉総務課

(4) 被害を受けた子どもへの支援

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童相談所等との連携	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行います。	子ども福祉課

基本目標3 子どもが自ら育つ環境をつくる

1 子どもの居場所・体験機会の提供

(2) 子どもの居場所・遊び場づくり

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
保育ステーションや地域子育て支援センターでの子育て講座	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども施策推進課 保育施設課

(3) 地域や学校での多様な体験活動の場の提供

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
環境学習活動の推進	地域に根ざした教育活動を展開するため、こしがや環境サポーターの生物多様性子ども調査の派遣や、市民団体、自治会との協働による環境イベントを実施します。 また、市内各小中学校の環境教育主任等を対象とした研修会、環境教育資料の発行、ホームページの整備等を行い、環境教育を推進します。	環境政策課

(4) 就労や職業を考える教育機会の提供

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
地場産業見学・体験	小学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施します。	経済振興課

2 子どもの悩みや不登校等への対応

(1) 各種子ども相談事業の充実

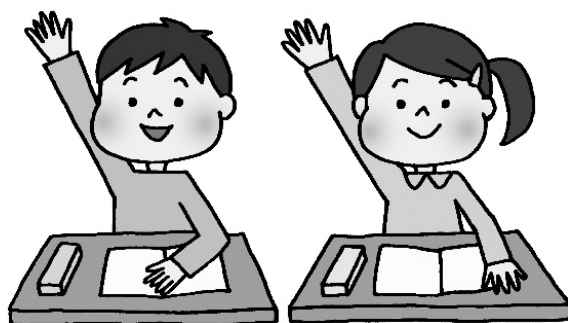
【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
家庭児童相談室 (再掲 2-2-(1))	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	子ども福祉課

(3) 思春期の子どもに対する保健教育の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
健康教育	小・中学校等で、いのちの大切さについて健康教育を行い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を深める取り組みを実施します。	健康づくり推進課



基本目標 4 子どもを育てやすい環境をつくる

1 子育てしやすい就労環境づくり

(2) 男性の育児参加の促進

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ子どもと接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
母親学級・両親学級 (再掲1-1-(2))	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	健康づくり推進課

(3) 子育てを応援する企業の啓発

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや妊娠中の方のいる家庭の方が、協賛店で優待カード等を提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ(子育て優待事業)」について、事業の普及・啓発を図ります。	子ども施策推進課

(4) 就労支援と再就職のための支援

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
若年者等就職支援事業	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	経済振興課
相談事業の充実	パートタイマー、内職等の求職者に対する就職相談、職業紹介、情報提供等相談業務の充実を図ります。	経済振興課

2 安全で生活しやすい環境づくり

(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
赤ちゃんの駅	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中のオムツ交換や授乳などの時、公共施設などに「赤ちゃんの駅」として看板を設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	子ども施策推進課

第5章 子どもの貧困対策に関する事業の展開

基本目標5 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

1 子どもと家庭への支援

(1) 教育支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆実費徴収に係る補足給付事業 (再掲 2-3- (2))	従来型幼稚園における低所得世帯等の子どもの食材料費（副食費）に対する助成を行います。	保育施設課

(2) 生活支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲 2-1- (3))	保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を行います。	子ども福祉課
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を認可助産施設へ入所措置を行います。	子ども福祉課
母子生活支援	配偶者のいない女子またはこれに準じる事情がある女子であって、監護すべき子どもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所措置を行います。	子ども福祉課
☆妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問) (再掲 1-1- (2))	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図ります。	健康づくり推進課

(3) 保護者に対する就労支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 (再掲 2-3- (4))	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課

取り組み・事業名	内 容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 (再掲 2-3- (4))	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業 (再掲 2-3- (4))	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため1年以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費(月額)及び修了支援給付金を支給します。	子ども福祉課
母子・父子自立支援プログラム (再掲 2-3- (4))	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子ども福祉課

(4) 経済的支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
こども医療費の助成 (再掲 2-3- (2))	中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 なお、令和4年10月から現物給付対象の医療機関を県内全域に拡大します。	子ども福祉課
児童扶養手当 (再掲 2-3- (4))	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している母または父、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (再掲 2-3- (4))	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない児童及び寡婦に対して修学・技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度 (再掲 2-3- (4))	母子・父子家庭や、父または母に一定の障がいのある子ども(18歳到来年度。一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している家庭、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。 なお、令和5年1月から県内医療機関等を対象に現物給付方式を導入するとともに、自己負担金を廃止し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
幼児教育・保育の無償化	0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。	保育入所課

2 地域と連携した支援の体制づくり

(1) 地域の主体との連携による支援の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
☆ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 2-1- (3))	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行います。	子ども施策推進課
子育て支援のネットワーク (再掲 2-2- (2))	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子ども施策推進課
子育てサークル等への活動支援 (再掲 2-2- (2))	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子ども家庭部各課

(2) 様々な課題に対応する情報提供・相談体制の充実

【主な取り組み・事業】

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営 (再掲 2-2- (1))	市民ボランティア、サークル等の民間団体が、おでかけや仲間作り等身近な子育て情報を発信します。	子ども施策推進課
☆子育てサロン事業 (再掲 2-2- (2))	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。 子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子ども施策推進課
民生委員・児童委員活動 (再掲 2-2- (1))	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援を早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉総務課



・量の見込み及び確保方策の変更

第6章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、また、教育・保育施設の中でもとりわけ保育施設については、利用者の住んでいる場所よりも職場への通勤経路上にある施設の利用希望が多いなど、様々なニーズがあります。このようなニーズに対し、より柔軟に対応するため、市全域を1区域に設定します。



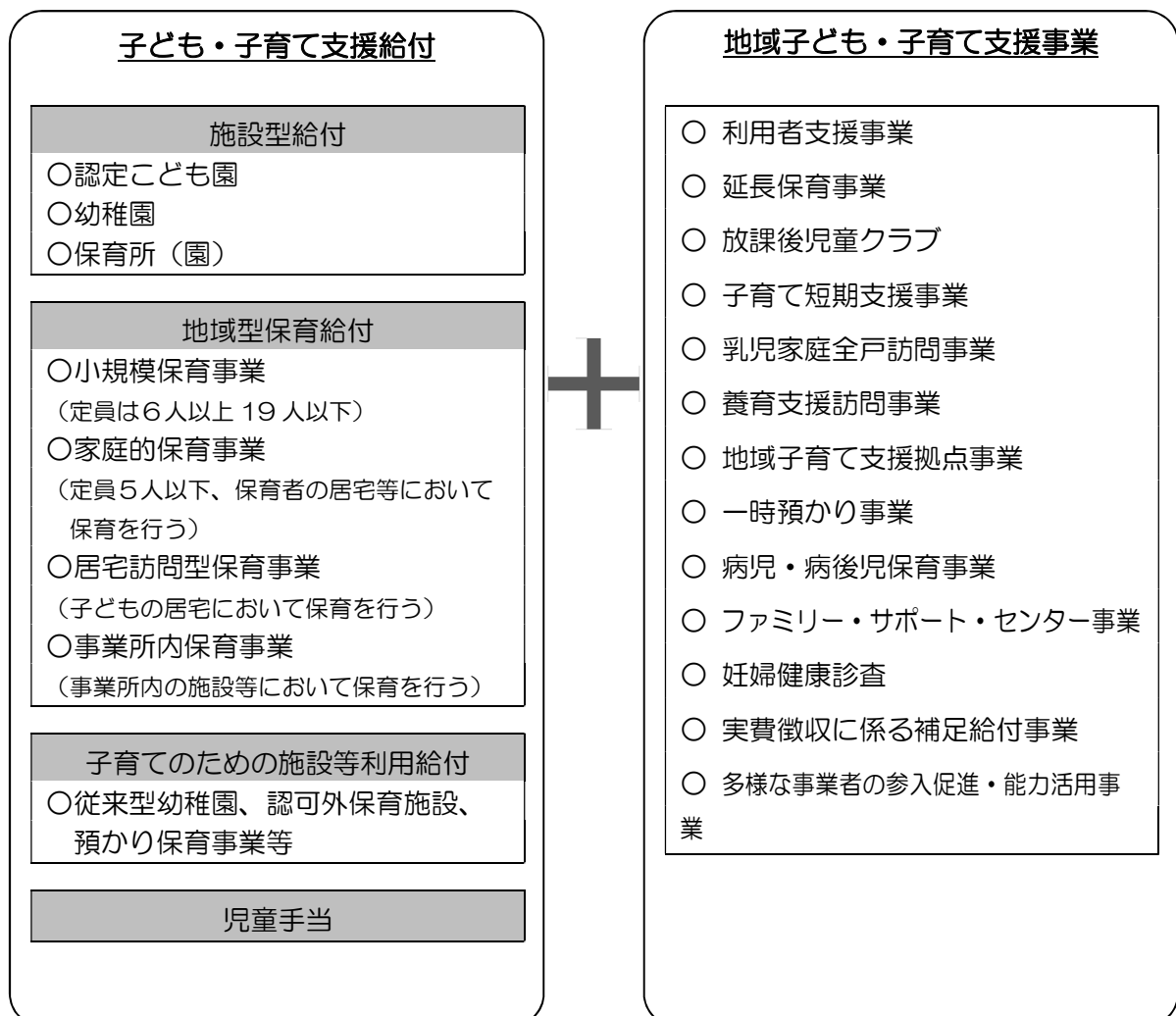
2 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年度に実施した「子育て支援ニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

※量の見込み設定に用いた人口推計値は、令和元年7月に作成したものになります。

◇子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童解消を前提とします。

◇認定区分と提供施設

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所（園）、認定こども園	保育短時間 保育標準時間
3号	満3歳未満		保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業	
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校幼稚部	不要
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
新3号	0～2歳児			

(2) 保育に係る施設、事業所

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要な子どもを預かり、保育（養護と教育）を行います。

【保育提供施設及び事業】

- ・保育所（園）
- ・認定こども園（保育部分）
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

【保育提供対象者】

- ・2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）
- ・3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

※地域型保育事業は原則3号認定のみ

(3) 幼児期の学校教育に係る施設

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。

【教育提供施設】

- 幼稚園
- 認定こども園（教育部分）

【教育提供対象者】

- 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可

（4）子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取り組みの推進、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携に関すること等については、第4章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

（5）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにもない、「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は、従来型幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用にあたり、市町村の確認を受けた施設を、市町村の認定（新1号、新2号または新3号認定）を受けた子どもが利用した場合、費用の一定額（上限あり）について給付を受けられる制度です。

本市では、この制度が円滑に実施されるよう、施設・事業者への周知や保護者に対する情報提供などに努めます。

【第1期計画の量の見込み及び実績】

(単位：人)

量の見込み／確保方策		平成27年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		6,136	2,393	2,037	486	1,551
②確保方策	教育・保育施設	7,425	2,599	1,446	250	1,196
	地域型保育事業			396	93	303
	計	7,425	2,559	1,842	343	1,499
■利用実績		6,107	2,431	1,858	315	1,543
■提供体制実績	教育・保育施設	7,180	2,740	1,443	255	1,188
	地域型保育事業			422	96	326
	計	7,180	2,740	1,865	351	1,514
【参考】待機児童数		—	4	24	2	22
量の見込み／確保方策		平成28年度				
①量の見込み		6,084	2,460	2,031	517	1,514
②確保方策	教育・保育施設	7,425	2,663	1,482	256	1,226
	地域型保育事業			567	261	306
	計	7,425	2,663	2,049	517	1,532
■利用実績		5,951	2,637	2,004	311	1,693
■提供体制実績	教育・保育施設	7,225	2,820	1,509	267	1,242
	地域型保育事業			573	132	441
	計	7,225	2,820	2,082	399	1,683
【参考】待機児童数		—	5	33	1	32
量の見込み／確保方策		平成29年度				
①量の見込み		5,799	2,757	2,261	392	1,869
②確保方策	教育・保育施設	7,315	2,897	1,535	273	1,262
	地域型保育事業			588	133	455
	計	7,315	2,897	2,123	406	1,717
■利用実績		5,731	2,752	2,223	383	1,840
■提供体制実績	教育・保育施設	7,225	2,897	1,535	273	1,262
	地域型保育事業			653	150	503
	計	7,225	2,897	2,188	423	1,765
【参考】待機児童数		—	5	38	9	29

(単位：人)

量の見込み／確保方策		平成 30 年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,731	2,990	2,443	435	2,008
②確保方策	教育・保育施設	7,155	3,121	1,613	291	1,322
	地域型保育事業			645	151	494
	計	7,155	3,121	2,258	442	1,816
■利用実績		5,606	2,922	2,390	415	1,975
■提供体制実績	教育・保育施設	7,065	3,093	1,613	291	1,322
	地域型保育事業			720	164	556
	計	7,065	3,093	2,333	455	1,878
【参考】待機児童数		-	2	43	4	39
量の見込み／確保方策		平成 31 年度				
①量の見込み		5,566	3,174	2,655	466	2,189
②確保方策	教育・保育施設	7,155	3,323	1,769	309	1,460
	地域型保育事業			721	163	558
	計	7,155	3,323	2,490	472	2,018
■利用実績		5,238	3,004	2,223	399	2,070
■提供体制実績	教育・保育施設	6,800	3,156	1,625	285	1,340
	地域型保育事業			824	186	638
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		350			
	計	6,800	3,506	2,449	471	1,978
【参考】待機児童数		-	5	41	5	36

【提供量の見込み及び確保方策】

(基準日：各年4月1日)

(単位：人)

量の見込み／確保方策		令和2年度				
		*1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	0~2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,500	3,222	2,950	453	2,497
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,648	291	1,350
	地域型保育事業			1,109	222	887
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	7,165	3,625	2,757	520	2,237
■利用実績		5,128	3,177	2,621	380	2,241
■提供体制実績	教育・保育施設	6,764	3,175	1,631	291	1,340
	地域型保育事業			982	212	770
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	6,764	3,630	2,613	503	2,110
【参考】待機児童数		—	0	19	3	16
量の見込み／確保方策		令和3年度				
①量の見込み		5,326	3,357	2,983	461	2,522
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
■利用実績		4,992	3,191	2,672	393	2,279
■提供体制実績	教育・保育施設	6,419	3,215	1,714	297	1,417
	地域型保育事業			1,126	232	894
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		578			
	計	6,419	3,793	2,840	529	2,311
【参考】待機児童数		—	0	1	0	1

(単位：人)

量の見込み／確保方策		令和4年度				
		*1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	0~2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,130	3,464	3,018	488	2,530
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
■利用実績		4,792	3,236	2,672	367	2,305
■提供体制実績	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
【参考】待機児童数		—	1	0	0	0
量の見込み／確保方策		令和5年度				
①量の見込み		4,538	3,281	2,633	360	2,273
②確保方策	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
②-①		1,734	673	235	166	69
量の見込み／確保方策		令和6年度				
①量の見込み		4,193	3,327	2,669	383	2,286
②確保方策	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
②-①		2,079	627	199	143	56
量の見込み／確保方策		令和7年度				
①量の見込み		3,983	3,374	2,706	378	2,328
②確保方策	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
②-①		2,289	580	162	148	14

*: 各年5月1日

【確保方策の内容】

1号～3号認定全てにおいて、既存の確保方策（定員数）が量の見込みを上回っていますが、引き続き保育ニーズに的確に対応するよう努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策等

現在の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定し、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

(1) 利用者支援事業

【提供対象者】

就学前児童及び小学生とその保護者並びに妊産婦

【事業内容】

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所での教育・保育や一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報の集約や提供等による円滑な利用者支援を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、切れ目のない支援を行います。

なお、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

【本市の取り組みと実績】

保育入所課及び子育て世代包括支援センター（市役所・保健センター）の窓口で実施しています。

平成30年度に2か所目を開設し、計画通り確保できています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	1	1	1	2	2
実績	1	1	1	2	2
確保方策（か所）	1	1	1	2	2
提供体制実績	1	1	1	2	2

【提供量の見込み及び確保方策】

基本型・特定型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
実績	1	1			
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
提供体制実績	1	1			
母子保健型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
実績	2	2			
確保方策（か所）	2	2	2	2	2
提供体制実績	2	2			

【確保方策の内容】

基本型・特定型については、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう努めます。

母子保健型については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるよう努めます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【提供対象者】

保育所（園）等を利用している就学前児童とその保護者

【事業内容】

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【本市の取り組みと実績】

計画策定当初、公立保育所 18 か所、民間保育所 27 か所、地域型保育事業所 42 か所で実施しておりましたが、民間保育所については、令和 3 年度実績で 33 か所に拡充しています。

実績を大きく上回る提供体制を確保できています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（実人／年）	1,700	1,660	2,382	2,559	2,720
実績	2,010	2,301	2,610	2,510	3,460
確保方策（実人／年）	1,948	1,948	5,008	5,367	5,801
提供体制実績	4,552	4,846	5,108	5,416	5,840

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（実人／年）	2,667	2,818	2,975	3,130	3,289
実績	2,947	2,886			
確保方策（実人／年）	5,416	5,416	6,116	6,116	6,116
提供体制実績	5,887	6,116			

【確保方策の内容】

保育所（園）において、保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、今後も新設の保育所（園）等については、延長保育の実施を条件にするなどして延長保育事業の推進に努めます。

(3) 放課後児童クラブ（学童保育室）

【提供対象者】

小学生（小学1～6年生）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【本市の取り組みと実績】

公立学童保育所 50 か所で実施しています。

令和3年度で待機児童が低学年で158人、高学年で102人となっています。

区分	量の見込み／確保方策 (単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
低学年 (小学1～3年生)	量の見込み(実人／年)	1,998	2,006	1,993	2,479	2,479	2,597	2,691
	実績(入室希望)	2,393	2,418	2,430	2,577	2,671	2,766	2,737
	確保方策(実人／年)	1,868	1,908	1,947	2,533	2,553	2,550	2,634
	提供体制実績	2,298	2,349	2,384	2,506	2,579	2,618	2,579
高学年 (小学4～6年生)	量の見込み(実人／年)	500	489	491	546	547	507	503
	実績(入室希望)	353	504	540	507	570	583	467
	確保方策(実人／年)	467	477	488	391	421	500	491
	提供体制実績	237	316	373	334	348	338	365

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／ 確保方策(単位)	学年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人／年)	1年生	1,083	1,118	1,136
	2年生	905	934	949
	3年生	755	780	792
	4年生	397	391	395
	5年生	89	88	89
	6年生	14	14	14
	合計	3,243	3,325	3,375
確保方策(実人／年)		3,200	3,275	3,350

【確保方策の内容】

市内の各小学校区において、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室の計画的な整備を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【提供対象者】

0～2歳児

【事業内容】

保護者が、疾病その他身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【本市の取り組みと実績】

乳児院2か所（市外）で受け入れ体制を整備しています。

事前の相談の中で、児童福祉法の措置入所となる場合や他のサービスの利用となる場合もあり、平成27年度以降、利用実績はありません。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
実績	0	0	0	0	0
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
実績	0	0			
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【確保方策の内容】

本市における供給量は充足していると考えられますが、利用者のニーズに対して支援が的確にできるように努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【提供対象者】

生後4か月までの乳児がいる家庭

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供等を行います。

【本市の取り組みと実績】

健康づくり推進課（保健センター）において対応しています。

訪問を断られるケース等もあり、100%は困難ですが、見守りが必要と判断した場合は、養育支援訪問等の実施により継続して見守りを行っています。また、里帰り出産をされた方は里帰り先の自治体で訪問が受けられるよう対応しています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人／年）	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
実績	2,672	2,434	2,388	2,266	2,181
確保方策	市保健師及び委託助産師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,669	2,665	1,868	2,236	2,236
実績	1,494	1,834			
確保方策	市保健師及び委託助産師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師及び委託助産師による訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【提供対象者】

養育支援が必要な家庭

【事業内容】

子どもの発育や発達及び子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、保護者が適切な育児ができるよう支援を行います。

【本市の取り組みと実績】

健康づくり推進課（保健センター）において対応しています。

令和3年度は491人の利用実績となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人／年）	600	600	600	600	600
実績	623	639	552	643	420
確保方策	市保健師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	645	649	517	517	517
実績	448	491			
確保方策	市保健師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【本市の取り組みと実績】

保育所（園）や認定こども園に併設されている地域子育て支援センター14 か所と子育てサロン5か所で実施しています。

令和3年度の利用実績は、子育てサロン（「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てひろば」の参加者数）が延べ26,746人、地域子育て支援センター（「子育て講座」の参加者数）は延べ8,752人となっています。そのため、十分な提供体制は確保できている状況です。

量の見込み／確保方策（単位）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延人／年）		74,728	74,728	74,728	74,728	74,728
実績		83,810	93,029	80,600	90,338	69,253
確保方策 （か所）	子育てサロン	6	6	6	6	6
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）		91,167	91,167	42,598	42,598	42,598
実績		22,679	35,498			
確保方策 （か所）	子育てサロン	5	5	5	5	5
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【確保方策の内容】

市内14か所の地域子育て支援センター及び5か所の子育てサロンにおいて、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。地域子育て支援拠点が無い地域については、隣接する地域での対応を図ります。

(8) 一時預かり事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育ステーション、地域子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等において、一時的な預かりを行います。

【本市の取り組みと実績】

幼稚園型（在園児）については、幼稚園及び認定こども園で実施し、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の実施により長時間預かりに対応しています。

幼稚園型以外（在園児除く）については、地域子育て支援センター及び保育ステーション、ファミリー・サポート・センター事業において実施しています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりの利用実績が増加しており、令和 3 年度で延べ 139,519 人となっています。また、幼稚園型以外（在園児除く）の利用実績は、令和 3 年度で保育ステーションが延べ 5,975 人、地域子育て支援センターが延べ 3,610 人、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児分）が延べ 1,495 人となっています。

一時預かり（在園児）						
量の見込み／確保方策（単位）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （延人／年）	1号認定による利用	1,600	1,603	1,537	1,823	2,065
	2号認定による利用	1,200	1,202	1,254	1,361	1,445
実績		9,792	5,466	8,299	14,028	23,393
確保方策（延人／年）		2,800	2,800	6,000	8,000	10,000
一時預かり（在園児除く）						
量の見込み／確保方策（単位）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（延人／年）		16,000	15,619	15,240	18,335	18,248
実績		17,314	16,081	16,695	17,980	17,738
確保方策（延人／年）		41,660	41,660	41,660	45,250	37,450

【提供量の見込み及び確保方策】

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	103,549	133,888	135,119	136,347	137,586
実績	101,626	139,519			
確保方策（延人／年）	125,549	162,933	164,271	165,596	166,938
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[見込み量]（人）	455	600	600	600	600
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[定員]（人）	504	630	630	630	630
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	17,705	17,429	10,767	10,535	10,378
実績	10,855	11,080			
確保方策（延人／年）	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450

【確保方策の内容】

ニーズの見込みに対しては既存施設での対応を図るとともに、地域の実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(9) 病児・病後児保育事業

【提供対象者】

病気のある児童

回復期であるが、集団保育が困難と認められる児童

【事業内容】

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

【本市の取り組みと実績】

計画策定当初、みずべこどもの家保育園内にある病児保育室及び緊急サポートセンター埼玉で実施している「緊急サポート事業」で対応していましたが、令和3年度より北越谷キッズクリニック内に新たに市内2か所目の病児保育室を開設しました。

利用実績が増加しているものの、十分な提供体制が確保できています。

量の見込み／確保方策（単位）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延人／年）		700	689	760	790	810
実績		185	137	384	366	329
確保方策 （延人／年）	病児保育	1,040	1,040	1,300	1,300	1,300
	ファミサポ （病児対応型）	110	108	106	105	103

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）		424	481	538	595	653
実績		54	491			
確保方策 （延人／年）	病児保育	1,300	1,300	2,700	2,700	2,700
	ファミサポ （病児対応型）	104	104	104	104	104

【確保方策の内容】

児童の病気等の急変等による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設又はファミリー・サポート・センター（病児対応型）において実施します。

また、市民が利用しやすい方法について検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【提供対象者】

子育て家庭

【事業内容】

児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と、援助を行うことを希望する市民（提供会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

【本市の取り組みと実績】

越谷市社会福祉協議会内に設置されているこしがやファミリー・サポート・センターが窓口をしています。

令和3年度は延べ2,180人の利用実績となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延人／年）	1,850	1,835	1,839	1,850	1,854
実績	2,835	2,557	2,211	2,467	2,775
確保方策（延人／年）	1,850	1,835	1,839	1,850	1,854

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487
実績	2,135	2,180			
確保方策（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、援助する会員の確保に努めるとともに、提供会員と両方会員の増加を図ります。

(11) 妊婦健康診査

【提供対象者】

妊婦

【事業内容】

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付します。

【本市の取り組みと実績】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

令和3年度は2,698人の利用実績となっています。

量の見込み／確保方策（単位）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（実人／年）	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
実績	3,293	3,138	3,098	2,907	2,833
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,875	2,870	2,873	2,883	2,888
実績	2,757	2,698			
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【確保方策の内容】

県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は委託契約又は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【提供対象者】

年収 360 万円未満相当世帯の子ども
所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

【事業内容】

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【本市の取り組み】

従来型幼稚園に通う低所得世帯等の子どもの食材料費(副食費)に対する助成を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人/年)	725	702	687	672	659
実績	732	552			
確保方策(延人/年)	725	702	687	672	659

【確保方策の内容】

量の見込みに対応した副食費の補助に努めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供対象者】

新規施設事業者等

【事業内容】

多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るために実施する事業です。

【本市の取り組み】

地域の需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるにあたっては、公平性、透明性を確保し、良質なサービスが提供できる事業者を選定するため、公募制を採用しています。また、新たに認可施設となった事業者への定期的な巡回支援も実施しています。

【確保方策の内容】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、事業者の新規参入に対する支援を引き続き実施します。

第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し

発 行：令和 年 月

企画・編集：越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話 048-963-9165 (直通)

F A X 048-963-3987

U R L <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

